

大阪府環境影響評価審査会運営要綱の改正について

【改正案】 **技術指針改定を受け**、別表に掲げる専門調査部会が担当する環境項目について、「**気候変動適応等**」を「**事業計画専門調査部会**」に追加する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">大阪府環境影響評価審査会運営要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大阪府環境影響評価審査会規則（平成10年大阪府規則第36号。以下「規則」という。）第6条及び第10条の規定により、大阪府環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部会の設置等)</p> <p>第2条 審査会は、大阪府附属機関条例（昭和27年条例第39号）別表第1（第2条関係）に掲げる担任する事務についての調査審議に際して、専門分野ごとに必要な調査を分掌させるため、規則第6条の規定により別表に掲げる専門調査部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>2 部会の委員は、審査会委員及び専門委員のうちから審査会会長が案件毎に指名する。</p> <p>3 部会の会議は、審査会会長が招集する。</p> <p>4 審査会会長は、事案に応じて部会を合同して招集することができる。</p> <p>5 審査会会長は、部会を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、部会の委員から個別に意見を聴取することにより、部会の会議に代えることができる。</p> <p>6 審査会会長は、必要に応じ、部会に関係者の出席を求めることができる。</p> <p>(現地調査)</p> <p>第3条 審査会は、担任する事務について、当該事業又は計画が予定される地域及びその周辺地域の状況等を調査するため、現地調査を行うことができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第4条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審査会会長が定める。</p>	<p style="text-align: center;">大阪府環境影響評価審査会運営要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大阪府環境影響評価審査会規則（平成10年大阪府規則第36号。以下「規則」という。）第6条及び第10条の規定により、大阪府環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部会の設置等)</p> <p>第2条 審査会は、大阪府附属機関条例（昭和27年条例第39号）別表第1（第2条関係）に掲げる担任する事務についての調査審議に際して、専門分野ごとに必要な調査を分掌させるため、規則第6条の規定により別表に掲げる専門調査部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>2 部会の委員は、審査会委員及び専門委員のうちから審査会会長が案件毎に指名する。</p> <p>3 部会の会議は、審査会会長が招集する。</p> <p>4 審査会会長は、事案に応じて部会を合同して招集することができる。</p> <p>5 審査会会長は、部会を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、部会の委員から個別に意見を聴取することにより、部会の会議に代えることができる。</p> <p>6 審査会会長は、必要に応じ、部会に関係者の出席を求めることができる。</p> <p>(現地調査)</p> <p>第3条 審査会は、担任する事務について、当該事業又は計画が予定される地域及びその周辺地域の状況等を調査するため、現地調査を行うことができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第4条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審査会会長が定める。</p>

改正後			改正前		
別表			別表		
	専門調査部会の種類	担当する環境項目等		専門調査部会の種類	担当する環境項目等
1	大気・騒音専門調査部会	大気質、悪臭、気象、地球環境（温室効果ガス、オゾン層破壊物質）、騒音、振動、低周波音	1	大気・騒音専門調査部会	大気質、悪臭、気象、地球環境（温室効果ガス、オゾン層破壊物質）、騒音、振動、低周波音
2	水質・廃棄物専門調査部会	水質・底質、地下水、地盤沈下、土壌汚染、地象、水象、廃棄物、発生土	2	水質・廃棄物専門調査部会	水質・底質、地下水、地盤沈下、土壌汚染、地象、水象、廃棄物、発生土
3	景観・文化財専門調査部会	景観（自然景観、歴史的・文化的景観、都市景観）、文化財	3	景観・文化財専門調査部会	景観（自然景観、歴史的・文化的景観、都市景観）、文化財
4	自然環境専門調査部会	陸域生態系、海域生態系、人と自然との触れ合い活動の場	4	自然環境専門調査部会	陸域生態系、海域生態系、人と自然との触れ合い活動の場
5	事業計画専門調査部会	全般的事項（事業計画（目的、整備効果、施設の立地選定や規模等）、工事計画）、日照障害、電波障害、 気候変動適応等 など	5	事業計画専門調査部会	全般的事項（事業計画（目的、整備効果、施設の立地選定や規模等）、工事計画）、日照障害、電波障害など
<p>附則 この要綱は、平成 10 年 6 月 8 日から実施する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 17 年 6 月 9 日から実施する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から実施する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 26 年 2 月 7 日から実施する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から実施する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 4 年 10 月 31 日から実施する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 6 年 9 月 12 日から実施する。</p>			<p>附則 この要綱は、平成 10 年 6 月 8 日から実施する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 17 年 6 月 9 日から実施する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から実施する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 26 年 2 月 7 日から実施する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から実施する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 4 年 10 月 31 日から実施する。</p>		

- ◆ 環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）は、事業者が行う環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるようにするため、大阪府環境影響評価条例の規定により環境影響評価及び事後調査に関する技術的な事項を定めたものである。
- ◆ 事業者は、技術指針の定めるところにより、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、環境影響評価を適正に実施するとともに、環境影響評価方法書、準備書及び評価書を作成するものとされている。また、事後調査の項目、手法、場所その他の方法を選定し、適正に実施するとともに、事後調査の項目、手法、場所その他の方法について記載した計画書及び事後調査の結果を記載した報告書を作成するものとされている。

改定の概要

- ◆ 地球温暖化の進行に伴って気候変動がさらに進行すると予測されており、環境影響評価が対象としている規模等が大きい事業については、気候変動の進行に伴う環境リスクを未然に回避・軽減するための取組みが重要。
- ◆ このため、気候変動による環境・生活への影響に対する適応策及び今後予想されている地震・津波による環境影響への未然防止策を環境影響評価制度に導入することとし、大阪府環境影響評価審査会の審議を経て、技術指針を改定（令和5年4月1日施行）。
- ◆ 技術指針の環境項目及び環境配慮項目の区分に「気候変動適応等」を加え、その項目に洪水・内水氾濫、高潮・高波及び土砂災害による環境への影響、熱中症等による健康への影響及び暑熱による生活への影響、地震及び津波による生活への影響を追加。

気候変動適応等

（１）洪水・内水氾濫による環境への影響

工場などの供給処理施設

環境配慮事項	洪水・内水氾濫による浸水に伴う化学物質の漏洩による環境リスクの低減
評価手法	化学物質の漏洩に関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされているかについて評価

（２）高潮・高波による環境への影響

１）沿岸域に立地する工場などの供給処理施設

環境配慮事項	高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏洩による環境リスクの低減
評価手法	化学物質の漏洩に関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされているかについて評価

２）廃棄物海面最終処分場

環境配慮事項	高潮・高波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や竣工後に立地する工場などの供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏洩による環境リスクの低減
評価手法	化学物質の漏洩に関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされているかについて評価

（３）土砂災害による環境への影響

開発行為など面整備及び発生土の処分

環境配慮事項	大雨に起因する土砂災害の発生防止
評価手法	安定計算によって得られた安全率を許容安全率と比較するなど、大雨による土工構造物や残土処分場に埋立てられた土砂の安定性の低下に関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされているかについて評価

（４）熱中症等による健康への影響及び暑熱による生活への影響

面整備、建築物

環境配慮事項	ヒートアイランド現象等暑熱による健康リスクの低減
評価手法	事業の実施による気温、相対湿度、日射量、風速及びWBGT等への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされているかについて評価

（５）地震による環境への影響

工場などの供給処理施設

環境配慮事項	地震に起因する化学物質の漏洩による環境リスクの低減
評価手法	化学物質の漏洩に関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされているかについて評価

（６）津波による環境への影響

１）沿岸域に立地する工場などの供給処理施設

環境配慮事項	津波に起因する浸水に伴う化学物質の漏洩による環境リスクの低減
評価手法	化学物質の漏洩に関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされているかについて評価

２）廃棄物海面最終処分場

環境配慮事項	津波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や竣工後に立地する工場などの供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏洩による環境リスクの低減
評価手法	化学物質の漏洩に関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされているかについて評価